

改 正 後	改 正 前
別記（I）用地調査等業務共通仕様書	別記（I）用地調査等業務共通仕様書
第1章 総則	第1章 総則
第1条（略）	第1条（略）
（用語の定義）	（用語の定義）
第2条（略）	第2条（略）
（1）～（50）（略）	（1）～（50）（略）
<u>（51）「営業要領」とは、中央用対が定める営業補償調査算定要領（案）をいう。</u>	（新設）
<u>この場合において、営業要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u>	
<u>（52）（略）</u>	<u>（51）（略）</u>
<u>（53）（略）</u>	<u>（52）（略）</u>
第3条～第67条（略）	第3条～第67条（略）
（用地実測図等の作成）	（用地実測図等の作成）
第68条（略）	第68条（略）
（1）（略）	（1）（略）
① 土地の測量に従事した者の <u>氏名</u>	① 土地の測量に従事した者の <u>記名押印</u>
②・③（略）	②・③（略）
（2）・（3）（略）	（2）・（3）（略）
2（略）	2（略）
第69条～第82条（略）	第69条～第82条（略）
（生産設備）	（生産設備）

改正後	改正前
(削る)	<p><u>② 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u></p> <p><u>③ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）</u></p> <p><u>④ 品目等別の売上構成</u></p> <p><u>⑤ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。</u></p> <p><u>(3) 収益及び経費に関するもの</u> <u>営業調査表（様式第15号の1から第15号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。</u></p> <p><u>① 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）（写）であって、税務署受付印のあるもの。</u></p> <p><u>② 直近3か年の事業年度の損益計算書（写）及び貸借対照表（写）</u></p> <p><u>③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳（写）及び固定資産台帳（写）。特に必要と認める場合は直近3か年。</u></p> <p><u>④ 直近1年の事業年度の次の帳簿（写）。特に必要と認める場合は直近3か年。</u></p> <p><u>ア 正規の簿記の場合</u> <u>売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳</u></p> <p><u>イ 簡易簿記の場合</u> <u>現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳</u></p> <p><u>(4) その他補償額の算定に必要となるもの</u></p>
(削る)	<p><u>2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>(1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u></p> <p><u>(2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u></p> <p><u>(3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料</u></p>

改正後	改正前
<p>第 115 条・第 116 条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第 117 条 営業に関する調査書は、第 114 条の調査結果を基に<u>営業要領</u>により作成するものとする。</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第 115 条の調査結果を基に居住者調査表<u>(様式第 15 号の 1 及び第 15 号の 2)</u>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第 118 条 営業に関する補償額の算定は、<u>前条第 1 項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</u></p> <p><u>2 (削る)</u></p> <p><u>2</u> 動産移転料の算定は、前条第 3 項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p>第 119 条・第 120 条 (略)</p> <p>(補償の要否の判定等)</p> <p>第 121 条 (略)</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年 10 月 10 日付け元農振第 1862 号農林水産省農村振興局</p>	<p>第 115 条・第 116 条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第 117 条 営業に関する調査書は、第 114 条の調査結果を基に<u>営業調査表(様式第 15 号の 1 から第 15 号の 4)</u>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>2 居住者等に関する調査書は、第 115 条の調査結果を基に居住者調査表<u>(様式第 16 号の 1、第 16 号の 2)</u>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第 118 条 営業に関する補償額の算定は、<u>監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか</u>、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p><u>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。</u></p> <p>3 動産移転料の算定は、前条第 3 項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p>第 119 条・第 120 条 (略)</p> <p>(補償の要否の判定等)</p> <p>第 121 条 (略)</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年 10 月 10 日付け元農振第 1862 号農林水産省農村振興局</p>

改正後	改正前
<p>長通知) 別添-5、6参考) により、補償の可否を判定 (課税売上割合の算定を含む。) するものとし、消費税等調査表 <u>(様式第16号)</u> を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p>	<p>長通知) 別添-5、6参考) により、補償の可否を判定 (課税売上割合の算定を含む。) するものとし、消費税等調査表 <u>(様式第17号)</u> を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p>
<p>第122条~126条 (略)</p>	<p>第122条~126条 (略)</p>
<p>(企業概要書) 第127条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書 <u>(様式第17号の1)</u> を用いて、作成するものとする。</p>	<p>(企業概要書) 第127条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書 <u>(様式第18号の1)</u> を用いて、作成するものとする。</p>
<p>第128条・第129条 (略)</p>	<p>第128条・129条 (略)</p>
<p>(移転計画案の作成) 第130条 (略) (1) ~ (5) (略) (6) 移転工法 (計画) 案検討概要書 <u>(様式第17号の2)</u> (7) 移転工法 (計画) 各案の比較表 <u>(様式第17号の3)</u> 2 (略)</p>	<p>(移転計画案の作成) 第130条 (略) (1) ~ (5) (略) (6) 移転工法 (計画) 案検討概要書 <u>(様式第18号の2)</u> (7) 移転工法 (計画) 各案の比較表 <u>(様式第18号の3)</u> 2 (略)</p>
<p>第131条~第134条 (略)</p>	<p>第131条~第134条 (略)</p>
<p>(配置図) 第135条 企業内容等の調査書は、第133条の調査結果を基に企業概要書 <u>(様式第17号の1)</u> を用いて、作成するものとする。</p>	<p>(配置図) 第135条 企業内容等の調査書は、第133条の調査結果を基に企業概要書 <u>(様式第18号の1)</u> を用いて、作成するものとする。</p>
<p>第135条の2 (略)</p>	<p>第135条の2 (略)</p>
<p>(移転工法案の作成)</p>	<p>(移転工法案の作成)</p>

改正後	改正前
<p>第 136 条 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 移転工法 (計画) 案検討概要書 <u>(様式第 17 号の 2)</u></p> <p>(7) 移転工法 (計画) 各案の比較表 <u>(様式第 17 号の 3)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 137 条~第 149 条 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第 150 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 <u>(様式第 18 号)</u> に記載するものとする。</p> <p>第 151 条~159 条 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第 160 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 <u>(様式第 18 号)</u> に記載するものとする。</p> <p>第 161 条・第 162 条 (略)</p> <p>(調査の方法)</p> <p>第 163 条 (略)</p> <p>(1) 騒音測定結果一覧表 <u>(様式第 19 号)</u></p> <p>(2) 振動測定結果一覧表 <u>(様式第 20 号)</u></p> <p>(3) 井戸調査表 <u>(様式第 21 号)</u></p> <p>第 164 条~第 176 条 (略)</p> <p>(物件調書の作成)</p>	<p>第 136 条 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 移転工法 (計画) 案検討概要書 <u>(様式第 18 号の 2)</u></p> <p>(7) 移転工法 (計画) 各案の比較表 <u>(様式第 18 号の 3)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 137 条~第 149 条 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第 150 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 <u>(様式第 19 号)</u> に記載するものとする。</p> <p>第 151 条~159 条 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第 160 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 <u>(様式第 19 号)</u> に記載するものとする。</p> <p>第 161 条・第 162 条 (略)</p> <p>(調査の方法)</p> <p>第 163 条 (略)</p> <p>(1) 騒音測定結果一覧表 <u>(様式第 20 号)</u></p> <p>(2) 振動測定結果一覧表 <u>(様式第 21 号)</u></p> <p>(3) 井戸調査表 <u>(様式第 22 号)</u></p> <p>第 164 条~第 176 条 (略)</p> <p>(物件調書の作成)</p>

改正後	改正前
<p>第 177 条 受注者は、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物より物件調書 <u>(様式第 22 号)</u> を作成するものとする。</p> <p>第 178 条～第 192 条 (略)</p> <p>(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)</p> <p>第 193 条 第 188 条から第 192 条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票 <u>(様式第 23 号の 1、第 23 号の 2)</u> に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 194 条 (略)</p> <p>(用地補償処理計画 (案) の作成)</p> <p>第 195 条 (略)</p> <p>2 用地補償処理計画 (案) は、用地補償処理計画 (案) 記載例 <u>(様式第 24 号)</u> を参考に作成するものとする。</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第 196 条 (略)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の <u>氏名を記載</u> するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 177 条 受注者は、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物より物件調書 <u>(様式第 23 号)</u> を作成するものとする。</p> <p>第 178 条～第 192 条 (略)</p> <p>(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)</p> <p>第 193 条 第 188 条から第 192 条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票 <u>(様式第 24 号の 1、第 24 号の 2)</u> に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 194 条 (略)</p> <p>(用地補償処理計画 (案) の作成)</p> <p>第 195 条 (略)</p> <p>2 用地補償処理計画 (案) は、用地補償処理計画 (案) 記載例 <u>(様式第 25 号)</u> を参考に作成するものとする。</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第 196 条 (略)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の <u>記名</u> をするものとする。</p> <p>4 (略)</p>

○土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（別記（I）用地調査等業務共通仕様書「様式」関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別記（I）用地調査等業務共通仕様書「様式」 様式第1号～第14号の4（略）	別記（I）用地調査等業務共通仕様書「様式」 様式第1号～第14号の4（略）

(削る)

様式第15号の1 営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名					
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	番()				
営業種目			設立年月日	資本金					
所 (組合・団体)名			従業員数	売場面積等					
移動 対象地	営業所名		所在地						
	営業種目		製品の 許認可等	従業員数					
本支店の 関連度 (組織図)									
所得 申告 書	原料 出所先	年 別	年 別	年 別	主な販売 製造品目	主な 仕入れ先	主な 販売先	売上構成	
	業務書	円	円	円				品 目	構成比(%)
	送付事務所								
	市 町 村								
所得 額の 計算	項 目	年 別	年 別	年 別	摘 要				
	総売上高		円	円	円				
	期末棚卸高								
	当期製造原価								
	当期仕入額								
	期首棚卸高								
	営業費								
差引所得額									
概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高(円)年平均回転率(%)							
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月(又は1日)平均売上高(円)							
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均(m ²)当たり売上高(円)							
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月(又は1日)平均客数(人) 料金等(円)							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

(削る)

様式第15号の2 営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗	____%	代金決済方法	現金	____%	販売先	県内	____%	
		外				売掛			地方	
		通				月賦			輸出	
		その他				その他			その他	
得意先の状況	売上に占める地元固定客の割合(____%)			営業の季節的変動	売上の多い時期(____月~____月) 売上の少ない時期(____月~____月)					
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細					
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要				
	給料・手当	円		公租公課	円					
	荷造・運賃			基本料金						
	消耗品費			減価償却費						
	水道光熱費			維持管理費						
	宣伝広告費			法定福利費						
	通信・交通費			宣伝広告費						
	接待交際費			諸組合費						
	福利厚生費									
修繕費										
公租公課										
その他			その他							
計			計							
営業用資産	固定資産				流動資産					
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額			
	円		円		円		円			
主な取引金融機関										
労働協約等の内容										
労働協約 あり・なし										
就業規則 あり・なし										
雇用契約 あり・なし										
その他										
立地条件等										
立地条件										
地域的特性										
その他										

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第15号の1～様式第24号（略）

様式第16号の1～様式第25号（略）

改正後				改正前			
1. 用地測量業務				1. 用地測量業務			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 用地測量変化率				(2) 用地測量変化率			
変化率適用表				変化率適用表			
工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内・外	○	×
地図等転写	内・外	○	×	用地現況測量	内・外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	○	×
地積測量図転写	内・外	○	×	用地境界杭設置	内・外	×	×
土地の登記記録調査	内・外	○	×	境界点間測量	内・外	○	×
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査（当初）	内・外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査（追跡）	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内・外	○	×	土地調書作成	内	○	×
土地境界確認書作成	内・外	○	×	地積測量図作成	内・外	○	×
復元測量	内・外	○	×	不動産調査報告書作成	外	○	×
地域による変化率（略）				地域による変化率（略）			
縮尺による変化率（略）				縮尺による変化率（略）			
(3) (略)				(3) (略)			
(4) (略)				(4) (略)			
2. (略)				2. (略)			

改正後

別記(Ⅲ)標準歩掛

(1)用地測量業務

作業の種類		頁
作業計画等	作業計画	
	現地踏査	
権利調査	地図の転写	
	転写連続図の作成	
	地積測量図等の転写	
	土地登記記録の調査	
	建物の登記記録の調査	
	権利者の確認調査(当初)	
	権利者の確認調査(追跡)	
用地測量	公共用地管理者との打合せ	
	現況実測平面図の作成	
	横断面図の作成	
	依頼書の作成	
	協議書の作成	
	境界の確認	
	土地境界確認書の作成	
	復元測量	
	補助基準点の設置	
	境界測量	
	用地現況測量(建物等)	
	用地境界仮杭の設置	
	用地境界杭の設置	
	境界点間測量	
	面積計算	
	用地実測図の作成	
	用地平面図等の作成	
土地調書の作成		
登記資料収集整理等	所有権移転登記資料収集整理	
	地上権設定登記資料収集整理	
	分筆登記資料収集整理	
	相続登記資料収集整理	
	土地表示登記資料収集整理	
	代位保存登記資料収集整理(保存登記にも適用)	
	登記名義人表示変更更生登記資料収集整理	
	地積変更・更正登記、地図訂正申出書資料収集整理	
	登記承諾書の作成	
	合筆登記資料収集整理	
	地積測量図等の作成	
	不動産調査報告書の作成	

改正前

別記(Ⅲ)標準歩掛

(1)用地測量業務

作業の種類		頁
作業計画等	作業計画	
	現地踏査	
権利調査	地図の転写	
	転写連続図の作成	
	地積測量図等の転写	
	土地登記記録の調査	
	建物の登記記録の調査	
	権利者の確認調査(当初)	
	権利者の確認調査(追跡)	
用地測量	公共用地管理者との打合せ	
	現況実測平面図の作成	
	横断面図の作成	
	依頼書の作成	
	協議書の作成	
	境界の確認	
	土地境界確認書の作成	
	復元測量	
	補助基準点の設置	
	境界測量	
	用地現況測量(建物等)	
	用地境界仮杭の設置	
	用地境界杭の設置	
	境界点間測量	
	面積計算	
	用地実測図の作成	
	用地平面図等の作成	
土地調書の作成		
登記資料収集整理等	所有権移転登記資料収集整理	
	地上権設定登記資料収集整理	
	分筆登記資料収集整理	
	相続登記資料収集整理	
	土地表示登記資料収集整理	
	代位保存登記資料収集整理(保存登記にも適用)	
	登記名義人表示変更更生登記資料収集整理	
	地積変更・更正登記、地図訂正申出書資料収集整理	
	登記承諾書の作成	
	合筆登記資料収集整理	
	地積測量図等の作成	
	(新設)	

改正後

(2)用地調査業務

作業の種類		頁
作業計画等	作業計画の策定	
権利調査	基地管理者等の調査	
土地利用履歴等調査	法令関係資料の調査	
	現況利用調査	
	聞き取り等調査(自治体)	
	登記履歴調査・住宅地図等調査	
	地形図等調査	
	聞き取り等調査(地元精通者等) 報告書作成	
建物等の調査	現地踏査	
	法令適合性の調査(1)木造建物	
	法令適合性の調査(2)木造建物	
	法令適合性の調査(3)木造建物・非木造建物	
	木造建物の調査・算定(A)	
	木造建物の調査・算定(B)	
	木造建物の調査・算定(C)	
	木造特殊建物の調査・算定	
	非木造建物の調査・算定(A-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(A-イ)(構造計算を行う場合)	
	非木造建物の調査・算定(B-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(B-イ)(構造計算を行う場合)	
	非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行う場合)	
	非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行う場合)	
	機械設備の調査・算定(A)	
	機械設備の調査・算定(B)	
	機械設備の調査・算定(C)	
	機械設備の調査・算定(D)	
	機械設備の調査・算定(E)	
	機械設備の見積	
	生産設備の調査・算定(A)	
	生産設備の調査・算定(B)	
	生産設備の調査・算定(C)	
	生産設備の調査・算定(D)	
	生産設備の見積	
	附帯工作物の調査・算定(住宅敷地A)	
	附帯工作物の調査・算定(住宅敷地B)	
	附帯工作物の調査・算定(住宅敷地C)	
	附帯工作物の調査・算定(農家敷地A)	
	附帯工作物の調査・算定(農家敷地B)	
	附帯工作物の調査・算定(工場等の敷地)	
	附帯工作物の調査・算定(独立工作物)	
	<u>附帯工作物の見積(独立工作物)</u>	
	庭園の調査・算定(A)	
	庭園の調査・算定(B)	
	庭園の調査・算定(C)	
	墳墓Aの調査・算定	
	墳墓Bの調査・算定	
	墳墓Cの調査・算定	
	墳墓Dの調査・算定	
	墳墓Eの調査・算定	

改正前

(2)用地調査業務

作業の種類		頁
作業計画等	作業計画の策定	
権利調査	基地管理者等の調査	
土地利用履歴等調査	法令関係資料の調査	
	現況利用調査	
	聞き取り等調査(自治体)	
	登記履歴調査・住宅地図等調査	
	地形図等調査	
	聞き取り等調査(地元精通者等) 報告書作成	
建物等の調査	現地踏査	
	法令適合性の調査(1)木造建物	
	法令適合性の調査(2)木造建物	
	法令適合性の調査(3)木造建物・非木造建物	
	木造建物の調査・算定(A)	
	木造建物の調査・算定(B)	
	木造建物の調査・算定(C)	
	木造特殊建物の調査・算定	
	非木造建物の調査・算定(A-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(A-イ)(構造計算を行う場合)	
	非木造建物の調査・算定(B-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(B-イ)(構造計算を行う場合)	
	非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行う場合)	
	非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行わない場合)	
	非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行う場合)	
	機械設備の調査・算定(A)	
	機械設備の調査・算定(B)	
	機械設備の調査・算定(C)	
	機械設備の調査・算定(D)	
	機械設備の調査・算定(E)	
	機械設備の見積	
	生産設備の調査・算定(A)	
	生産設備の調査・算定(B)	
	生産設備の調査・算定(C)	
	生産設備の調査・算定(D)	
	生産設備の見積	
	附帯工作物の調査・算定(住宅敷地A)	
	附帯工作物の調査・算定(住宅敷地B)	
	附帯工作物の調査・算定(住宅敷地C)	
	附帯工作物の調査・算定(農家敷地A)	
	附帯工作物の調査・算定(農家敷地B)	
	附帯工作物の調査・算定(工場等の敷地)	
	附帯工作物の調査・算定(独立工作物)	
	<u>(新設)</u>	
	庭園の調査・算定(A)	
	庭園の調査・算定(B)	
	庭園の調査・算定(C)	
	墳墓Aの調査・算定	
	墳墓Bの調査・算定	
	墳墓Cの調査・算定	
	墳墓Dの調査・算定	
	墳墓Eの調査・算定	

改正後

作業の種類		頁
建物等の調査	立竹木の調査・算定(用材林)	
	立竹木の調査・算定(薪炭林)	
	立竹木の調査・算定(收穫樹)	
	立竹木の調査・算定(竹林)	
	立竹木の調査・算定(苗木(植木畑))	
	立毛の調査	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討	
	建物計画案の策定 照応建物の設計案の作成	
営業その他の調査	現地踏査	
	営業の調査・算定	
	仮営業所設置工事費用の調査・算定(プレハブリース)	
	仮営業所設置工事費用の調査・算定(賃貸物件)	
	居住者等の調査	
	動産の調査・算定(一般住家)	
	動産の調査・算定(農家住家)	
	動産の調査・算定(店舗)	
	動産の調査・算定(事務所)	
	動産の調査・算定(工場)	
	動産の調査・算定(倉庫)	
	その他通損の補償額算定(仮住居又は借家人)	
	その他通損の補償額算定(移転雑費)	
その他(1)		
その他(2)		
消費税等調査	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴わないもの)	
	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴うもの)	
予備調査	現地踏査	
	関係資料収集	
	企業内容等の調査(予備)	
	敷地使用実態の調査・算定(予備)	
	建物の調査・算定(予備)	
	機械設備等の調査・算定(予備) 移転計画案の作成(予備)	
移転工法案の検討	現地踏査	
	関係資料収集	
	企業内容等の調査	
	敷地使用実態の調査	
	移転工法案の作成	
	照応建物の詳細設計等	
	駐車場等の使用実態追加調査	
	機械設備設計(機械設備A)	
	機械設備設計(機械設備B)	
	機械設備設計(機械設備C)	
	機械設備設計(機械設備D)	
機械設備設計(機械設備E)		
機械設備の見積		
生産設備の見積		
再算定業務	現地踏査	
	営業(再調査・再算定)	
	仮営業所設置プレハブリース(再調査・再算定)	
	仮営業所設置賃貸物件(再調査・再算定)	

改正前

作業の種類		頁
建物等の調査	立竹木の調査・算定(用材林)	
	立竹木の調査・算定(薪炭林)	
	立竹木の調査・算定(收穫樹)	
	立竹木の調査・算定(竹林)	
	立竹木の調査・算定(苗木(植木畑))	
	立毛の調査	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討	
	建物計画案の策定 照応建物の設計案の作成	
営業その他の調査	現地踏査	
	営業の調査・算定	
	仮営業所設置工事費用の調査・算定(プレハブリース)	
	仮営業所設置工事費用の調査・算定(賃貸物件)	
	居住者等の調査	
	動産の調査・算定(一般住家)	
	動産の調査・算定(農家住家)	
	動産の調査・算定(店舗)	
	動産の調査・算定(事務所)	
	動産の調査・算定(工場)	
	動産の調査・算定(倉庫)	
	その他通損の補償額算定(仮住居又は借家人)	
	その他通損の補償額算定(移転雑費)	
その他(1)		
その他(2)		
消費税等調査	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴わないもの)	
	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴うもの)	
予備調査	現地踏査	
	関係資料収集	
	企業内容等の調査(予備)	
	敷地使用実態の調査・算定(予備)	
	建物の調査・算定(予備)	
	機械設備等の調査・算定(予備) 移転計画案の作成(予備)	
移転工法案の検討	現地踏査	
	関係資料収集	
	企業内容等の調査	
	敷地使用実態の調査	
	移転工法案の作成	
	照応建物の詳細設計等	
	駐車場等の使用実態追加調査	
	機械設備設計(機械設備A)	
	機械設備設計(機械設備B)	
	機械設備設計(機械設備C)	
	機械設備設計(機械設備D)	
機械設備設計(機械設備E)		
機械設備の見積		
生産設備の見積		
再算定業務	現地踏査	
	営業(再調査・再算定)	
	仮営業所設置プレハブリース(再調査・再算定)	
	仮営業所設置賃貸物件(再調査・再算定)	

改正後

作業の種類		頁
地盤変動影響調査等	算定(区分所有建物)	
	算定(工作物)	
費用負担の説明	現地踏査	
	概況ヒアリング等	
	説明資料等の作成	
	費用負担の説明	
騒音等調査	現地踏査	
	騒音の調査	
	振動の調査	
	振動騒音の同時調査	
	井戸の調査	
	因果関係の調査・検討	
事業認定申請図書等の作成	現地踏査(相談用資料作成の場合)	
	現地調査等(相談用資料作成の場合)	
	資料の収集及び作成(相談用資料作成の場合)	
	調書等の作成(相談用資料作成の場合)	
	添付図面の作成(相談用資料作成の場合)	
	現地踏査(申請図書作成の場合)	
	現地調査等(申請図書作成の場合)	
	資料の収集及び作成(申請図書作成の場合)	
	調書等の作成(申請図書作成の場合)	
	添付図面の作成(申請図書作成の場合)	
	現地踏査A(裁決申請の予定地に物件が存在する場合)	
	現地踏査B(裁決申請の予定地に物件が存在する場合)	
	現地踏査C(裁決申請の予定地に物件が存在する場合)	
	現地踏査A、B(裁決申請の予定地に物件が存在しない場合)	
	裁決申請書資料の整理・検討	
	裁決申請書(案)等の作成	
	起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面作成	
	土地調査添付図面の作成	
	その他参考図書の作成(裁決申請)	
	明渡裁決申立書資料の整理・検討	
明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存在する場合)		
明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存在しない場合)		
図面の作成		
その他参考図書の作成(明渡裁決申立)		
物件調書の作成	物件調書の作成	
保安林解除等申請図書の作成	事前相談	
	現地踏査(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	関係図面の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	計画書等の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	取りまとめ(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	精査(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	製本(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	現地踏査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	関係図面作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	計画書等作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	取りまとめ(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	精査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	製本(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	

改正前

作業の種類		頁
地盤変動影響調査等	算定(区分所有建物)	
	算定(工作物)	
費用負担の説明	現地踏査	
	概況ヒアリング等	
	説明資料等の作成	
	費用負担の説明	
騒音等調査	現地踏査	
	騒音の調査	
	振動の調査	
	振動騒音の同時調査	
	井戸の調査	
	因果関係の調査・検討	
事業認定申請図書等の作成	現地踏査(相談用資料作成の場合)	
	現地調査等(相談用資料作成の場合)	
	資料の収集及び作成(相談用資料作成の場合)	
	調書等の作成(相談用資料作成の場合)	
	添付図面の作成(相談用資料作成の場合)	
	現地踏査(申請図書作成の場合)	
	現地調査等(申請図書作成の場合)	
	資料の収集及び作成(申請図書作成の場合)	
	調書等の作成(申請図書作成の場合)	
	添付図面の作成(申請図書作成の場合)	
	現地踏査A(裁決申請の予定地に物件が存在する場合)	
	現地踏査B(裁決申請の予定地に物件が存在する場合)	
	現地踏査C(裁決申請の予定地に物件が存在する場合)	
	現地踏査A、B(裁決申請の予定地に物件が存在しない場合)	
	裁決申請書資料の整理・検討	
	裁決申請書(案)等の作成	
	起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面作成	
	土地調査添付図面の作成	
	その他参考図書の作成(裁決申請)	
	明渡裁決申立書資料の整理・検討	
明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存在する場合)		
明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存在しない場合)		
図面の作成		
その他参考図書の作成(明渡裁決申立)		
物件調書の作成	物件調書の作成	
保安林解除等申請図書の作成	事前相談	
	現地踏査(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	関係図面の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	計画書等の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	取りまとめ(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	精査(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	製本(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
	現地踏査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	関係図面作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	計画書等作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	取りまとめ(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	精査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	
	製本(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)	

改正後

作業の種類		頁
完了図書作成	作業準備	
	現地踏査(ダム)	
	現地踏査(頭首工・機場等)	
	現地踏査(水路・道路等)	
	事業年度別決算表の作成	
	出来形内訳書の作成	
	土地改良施設整理台帳(総括表)の作成	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)の作成	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水路路線図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水理縦断面図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(施設管理図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(管割図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(構造図)	
	土地改良施設整理台帳(土地の部)の作成	
	土地改良施設整理台帳(権利の部)の作成	
	土地改良施設整理台帳(土地・権利の部)関係図面の作成(用地管理図)	
	占・使用台帳等の作成	
	他目的使用調書等の作成	
	土地改良補償施設整理台帳の作成	
	引継施設整理台帳の作成	
	全体位置図の作成	
	施設図郭割図の作成	
	その他参考図面等の作成(管理用設備模式図)	
その他参考図面等の作成(管理設備調書)		
内水面漁業権等調査	計画準備	
	現地踏査	
	漁業権等調査	
	漁業協同組合概要調査	
	漁獲量調査	
	ピク調査	
	遊漁料収入調査	
	漁法別出漁日数調査	
	増殖事業実績調査	
	魚価調査	
	漁業経営費調査	
	補償事例及び文献等調査	
	収益率の算定	
	漁場環境概要調査	
	漁場利用状況調査	
	河川実態調査	
	区間別漁獲量等調査	
	立入禁止区域の漁場依存割合の算定	
	漁場の保全対策等	
	潤辺等変動調査	
	工事期間中の水質汚濁等調査	
	漁業影響の検討	
	総合的検討	
報告書の作成		

改正前

作業の種類		頁
完了図書作成	作業準備	
	現地踏査(ダム)	
	現地踏査(頭首工・機場等)	
	現地踏査(水路・道路等)	
	事業年度別決算表の作成	
	出来形内訳書の作成	
	土地改良施設整理台帳(総括表)の作成	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)の作成	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水路路線図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水理縦断面図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(施設管理図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(管割図)	
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(構造図)	
	土地改良施設整理台帳(土地の部)の作成	
	土地改良施設整理台帳(権利の部)の作成	
	土地改良施設整理台帳(土地・権利の部)関係図面の作成(用地管理図)	
	占・使用台帳等の作成	
	他目的使用調書等の作成	
	土地改良補償施設整理台帳の作成	
	引継施設整理台帳の作成	
	全体位置図の作成	
	施設図郭割図の作成	
	その他参考図面等の作成(管理用設備模式図)	
その他参考図面等の作成(管理設備調書)		
内水面漁業権等調査	計画準備	
	現地踏査	
	漁業権等調査	
	漁業協同組合概要調査	
	漁獲量調査	
	ピク調査	
	遊漁料収入調査	
	漁法別出漁日数調査	
	増殖事業実績調査	
	魚価調査	
	漁業経営費調査	
	補償事例及び文献等調査	
	収益率の算定	
	漁場環境概要調査	
	漁場利用状況調査	
	河川実態調査	
	区間別漁獲量等調査	
	立入禁止区域の漁場依存割合の算定	
	漁場の保全対策等	
	潤辺等変動調査	
	工事期間中の水質汚濁等調査	
	漁業影響の検討	
	総合的検討	
報告書の作成		

改 正 前

【用地測量】																																					
作業の種類		用地境界仮杭の設置												単位	10,000㎡	作業条件	耕地																				
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費												材料費の構成				機械経費の構成																			
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り (C)=(A)×(B)					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考											
		主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員											計										
境界仮杭設置	外		1.0	1.0	1.0	1.0		0.80	0.80	0.80	0.80		0.80	0.80	0.80	0.80	3.20																				
資料収集整理	内		1.0	1.0	1.0			0.30	0.30	0.30			0.30	0.30	0.30		0.90																				
		外 業										0.80	0.80	0.80	0.80	3.20	各費目の直接人件費に対する割合																				
		内 業										0.30	0.30	0.30		0.90	費目	割合	備考	費目	割合	備考															
		計										1.10	1.10	1.10	0.80	4.10	材料費	5.0%		機械経費	2.5%																

改 正 後

【用地測量】																																				
作業の種類		用地境界仮杭の設置												単位	10,000㎡	作業条件	耕地																			
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費												材料費の構成				機械経費の構成																		
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り (C)=(A)×(B)					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考										
		主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員											計									
境界仮杭設置	外		1.0	1.0	1.0	1.0		0.80	0.80	0.80	0.80		0.80	0.80	0.80	0.80	3.20																			
資料収集整理	内		1.0	1.0	1.0			0.30	0.30	0.30			0.30	0.30	0.30		0.90																			
		外 業										0.80	0.80	0.80	0.80	3.20	各費目の直接人件費に対する割合																			
		内 業										0.30	0.30	0.30		0.90	費目	割合	備考	費目	割合	備考														
		計										1.10	1.10	1.10	0.80	4.10	材料費	5.5%		機械経費	3.0%															

改 正 前

【用地測量】																														
作業の種類										用地境界杭の設置										単位	10本	作業条件								
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費															材料費の構成					機械経費の構成								
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り (C)=(A)×(B)					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考				
		主	技	技	助	補	主	技	技	助	補	主	技	技	助	補											計			
境界杭設置	外			1.0	1.0	1.0			1.20	1.20	1.20			1.20	1.20	1.20	3.60													
資料収集整理	内			1.0	1.0				0.50	0.50				0.50	0.50		1.00													
		外 業															1.20	1.20	1.20	3.60	各費目の直接人件費に対する割合									
		内 業															0.50	0.50		1.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考				
		計															1.70	1.70	1.20	4.60	材料費	19.0%		機械経費	4.0%					

改 正 後

【用地測量】																														
作業の種類										用地境界杭の設置										単位	10本	作業条件								
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費															材料費の構成					機械経費の構成								
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り (C)=(A)×(B)					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考				
		主	技	技	助	補	主	技	技	助	補	主	技	技	助	補											計			
境界杭設置	外			1.0	1.0	1.0			1.20	1.20	1.20			1.20	1.20	1.20	3.60													
資料収集整理	内			1.0	1.0				0.50	0.50				0.50	0.50		1.00													
		外 業															1.20	1.20	1.20	3.60	各費目の直接人件費に対する割合									
		内 業															0.50	0.50		1.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考				
		計															1.70	1.70	1.20	4.60	材料費	18.0%		機械経費	4.0%					

改 正 前

【建物等の調査】																											
作業の種類										木造建物の調査・算定 (A)										単位		1棟		作業条件		70㎡以上 130㎡未満	
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費														材料費等					機械経費						
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り ((C)=(A)×(B))				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考		
		主任技師	技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師											技師	計
調査	外		1.0	1.0	1.0		0.30	0.30	0.30		0.30	0.30	0.30		0.90												
図面作成等	内		1.0	1.0	1.0		0.09	0.83	0.62		0.09	0.83	0.62		1.54												
算定等	内		1.0	1.0	1.0	1.0	0.12	0.42	0.18	0.12	0.12	0.42	0.18	0.12	0.84												
		外 業														0.30	0.30	0.30	0.90	そ の 他							
		内 業														0.21	1.25	0.80	0.12	2.38							
		計														0.51	1.55	1.10	0.12	3.28							

注1 木造建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外の場合による補正は、別紙-1による。(以下木造建物の場合同じ。)

注2 本歩掛は、石綿調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。)第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改 正 後

【建物等の調査】																											
作業の種類										木造建物の調査・算定 (A)										単位		1棟		作業条件		70㎡以上 130㎡未満	
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費														材料費等					機械経費						
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り ((C)=(A)×(B))				品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考		
		主任技師	技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師											計	
調査	外		1.0	1.0	1.0		0.30	0.30	0.30		0.30	0.30	0.30		0.90												
図面作成等	内		1.0	1.0	1.0		0.09	0.83	0.62		0.09	0.83	0.62		1.54												
算定等	内		1.0	1.0	1.0	1.0	0.12	0.42	0.18	0.12	0.12	0.42	0.18	0.12	0.84												
		外 業														0.30	0.30	0.30	0.90	そ の 他							
		内 業														0.21	1.25	0.80	0.12	2.38							
		計														0.51	1.55	1.10	0.12	3.28							

注1 木造建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外の場合による補正は、別紙-1による。(以下木造建物の場合同じ。)

注2 本歩掛は、石綿調査算定要領(案)(平成24年3月22日付け中央用第13号中央用地対策連絡協議会事務局長通知。以下「石綿要領」という。)第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正前

(別紙-1)

建物の調査
(略)

表-1 (略)

(1) 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域内の建築物）及び第62条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表-2によるものとする。

表-2

区分	区分の細目
法令適合性調査(1)	木造建物(建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物)
法令適合性調査(2)	木造建物(建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物)
法令適合性調査(3)	木造・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

(2) (略)

表-3 (略)

表-4 (略)

(3) (略)

表-5 (略)

(4) (略)

表-6～表-8 (略)

改 正 後

(別紙－1)

建物の調査
(略)

表－1 (略)

(1) 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、[第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）](#)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表－2によるものとする。

表－2

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物(建築基準法 第61条 に該当する建築物)
法令適合性調査(2)	木造建物(建築基準法第35条、 第61条 に該当する建築物)
法令適合性調査(3)	木造・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

(2) (略)

表－3 (略)

表－4 (略)

(3) (略)

表－5 (略)

(4) (略)

表－6～表－8 (略)

改 正 前

【建物等の調査】

作業の種類		附帯工作物の調査・算定 (独立工作物)													単位	1箇所	作業条件									
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費															材料費等				機械経費					
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り ((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D										
調査	外		1.0	1.0	1.0			0.13	0.13	0.13			0.13	0.13	0.13											
図面作成等	内		1.0		1.0			0.12		0.61			0.12		0.61											
算定等	内		1.0	1.0	1.0	1.0		0.12	0.30	0.09	0.15		0.12	0.30	0.09	0.15										
		外 業											0.13	0.13	0.13											
		内 業											0.24	0.30	0.70	0.15										
		計											0.37	0.43	0.83	0.15										
		そ の 他																								

改 正 後

【建物等の調査】

作業の種類		附帯工作物の調査・算定 (独立工作物)													単位	1箇所	作業条件									
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費															材料費等				機械経費					
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り ((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D										
調査	外		1.0	1.0	1.0			0.13	0.13	0.13			0.13	0.13	0.13											
図面作成等	内		1.0		1.0			0.12		0.61			0.12		0.61											
算定等	内		1.0	1.0	1.0	1.0		0.12	0.21	0.20	0.15		0.12	0.21	0.20	0.15										
		外 業											0.13	0.13	0.13											
		内 業											0.24	0.21	0.81	0.15										
		計											0.37	0.34	0.94	0.15										
		そ の 他																								

改 正 前

(新設)

改 正 後

【建物等の調査】

作業の種類	附帯工作物の見積 (独立工作物)	単 位	1箇所	作業条件																							
作業内容	直接人件費及び労務費														材料費等					機械経費							
	内外業別	編 成 (A)				所 要 日 数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B))						品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	機 械 名	規 格	単 位	数 量	備 考		
		主任技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	技師	主任技師	技師	技師	技師	計											A	B
図面作成等	内	1.0	1.0	0.09	0.22	0.09	0.22	0.31																			
章 定	内	1.0		0.35		0.35		0.35																			
内 業														0.44	0.22	0.66											
社														0.44	0.22	0.66											
そ の 他																											

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
 注2 本表は、原則として2社の見積の徴取に要する費用を含んでいる。

改正前

(別紙－４)

附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表－１４によるものとする。

表－１５（略）

ただし、第９章の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面作成等））を70パーセントに補正するものとする。

表－１４（略）

注１～４（略）

改正後

(別紙-4)

附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

(1) 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表-14によるものとする。

表-14 (略)

注1～4 (略)

表-15 (略)

(2) 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

第9章の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業及び調査内業（図面作成等））を70パーセントに補正するものとする。

(3) 附帯工作物の見積（独立工作物）

附帯工作物の見積（独立工作物）とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とする。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から適用する。